

## 令和6年度『<sup>しょう</sup>障<sup>が</sup>い<sup>とうじしゃ</sup>当事者のお話<sup>はなし</sup>を<sup>き</sup>聴<sup>かい</sup>く会』開催要領

目的 鳥取県西部地域にお住まいの障がい当事者、そのご家族の考えていることを直接聴かせていただき、協議会で共有し、今後の取組みや事業所での実践に活かすこと。また各自治体にその声を届けること。

参加者 相手方：鳥取県西部在住の障がいのある方、その家族または当事者組織、団体に属する方  
協議会：運営委員+9市町村担当者

とき 令和7年2月11日（火）建国記念日 午前10時00分～正午

ところ 「対面〔米子市役所401会議室〕」と「オンライン」を併用し開催。  
※注）発表、傍聴ともオンラインで参加可能

実施方法 大要は令和4～5年度の実施内容を基本とする。  
①事前申込みされた参加者に順番に「生活の中で感じていること、行政や地域に伝えたいこと等」を話してもらう。その場で質疑応答はしない。  
この会で出された意見については、運営委員会の場等で協議する。  
②発表時に他の方が発言しないよう留意する  
③持ち時間一人（一団体）あたり 10分以内（登壇時間含む）  
聞き手は鳥取県西部障害者自立支援協議会運営委員一同。  
④発表者は 15名（団体）まで。  
⑤手話通訳者を手配する。

周知方法 ①ホームページ（協議会、各市町村）掲載  
②各市町村担当は本会周知に取り組む  
例）管内の団体、事業所あてに声掛け、チラシ配布や配布要請等  
③過去参加者、過去に当事者部会を構成していた主要な団体等には郵送  
④養護学校宛てに関しては生徒、保護者に伝わるよう通知報償を工夫する

申込方法 別紙申込書を事務局に提出する。  
締切 令和7年1月20日（月）まで

- その他
- ①申込み後、発表者の順番を調整し発表時間の連絡を行う。オンライン参加の場合は関係情報も併せて連絡する。
  - ②内容に行政要望が含まれているので9市町村は原則参加
  - ③当事者部会担当市町村だけでなく、9市町村全体での取組という認識で進める。